

# 健康保険制度の見直しに係る国への要望

健康保険制度の見直しに向けて、給付の適正化や効率化等の観点から、以下の事項について検討するよう国へ要望していく。

## ① 傷病手当金に係る障害年金・老齢年金、労災給付との併給調整

- ◇障害年金や老齢年金、労災給付を支給する際、支給済の傷病手当金がある場合にはその額を控除して支払い、控除分は傷病手当金を支給した医療保険者に支払う仕組みとすること。
- ◇労災給付との調整について、保険者が労災給付の支給状況をデータとして取得できる仕組みを構築すること。
- ◇上記の仕組みを構築するに当たっては、マイナンバーによる情報連携の活用についても検討すること。

## ② 出産手当金の支給要件の見直し

- ◇出産手当金の受給開始前に、一定期間加入していることを支給要件とすること。

## ③ 傷病手当金・出産手当金の支給額の算定基礎となる標準報酬の上限設定

- ◇傷病手当金や出産手当金などの現金給付の支給額の算定基礎となる標準報酬について、一定の上限（例えば50万円）を設けること。

## ④ 外国人の医療保険制度の不適切利用に係る対応、海外療養費の見直し

- ◇諸外国の医療保険制度における対応も調査の上、所要の措置を講じること。

## ⑤ 任意継続被保険者制度の廃止

- ◇任意継続被保険者制度を廃止すること。
- ◇直ちに廃止することが難しい場合には、加入前の被保険者資格期間を2か月から1年に変更するなど、暫定的な措置を講じること。